



## 2. 介護給付費算定に関するもの以外

### (1) 変更届が必要な場合

介護保険法で定める事項（※変更許可申請を必要とする事項を除く）に変更があった場合は、変更が生じてから**10日以内**に変更届の提出が必要です。

※変更許可申請が必要な事項 → 「変更許可申請の手続き」を参照

- 1 敷地の面積、又は平面図
- 2 建物の構造概要、又は平面図（各室の用途を含む）
- 3 施設又は構造設備の概要
- 4 施設の共用の有無又は共用の場合の利用計画
- 5 運営規程（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員の増加に係る部分に限る）
- 6 協力医療機関の名称等（協力病院を変更しようとするときに係るものに限る）

### (2) 変更届の作成方法等

#### ■ 提出書類

- ・ 指定事項等変更届（第7号様式）
- ・ 添付書類（下表のとおり）

#### ■ 変更事項と添付書類

【法人に関する変更】 ※ 別法人となる場合は、旧事業所の廃止と新事業所の新規申請となります。

	登記事項証明書 又は条例等	誓約書 (別紙2-4又は2-6)	役員等名簿 (参考様式10)
1 法人の名称変更	○		
2 法人の住所等の変更	○		
3 法人の代表者の変更	○	○	○
4 登記事項証明書又は条例等の変更 (指定事業に関するものに限ります。)	○		
5 役員の氏名又は住所の変更	○ (内容変更がある 場合のみ提出)		○ (全員分記載)
※ 住所変更のみの場合は役員等名簿のみ添付してください			

## 【施設に関する変更】

	運営 規程	勤務 形態 一覧	経歴 書	資格 証明	図面	写真	その他
6 施設の名称・所在地の変更	○				○	○	施設の移転を伴う場合は、付近案内図(住宅地図等)を添付してください。
7 施設の管理者の氏名又は住所の変更		○	○	○			※ 管理者の変更については、事前に承認を受ける必要があります。(承認後、変更届を提出してください。)
8 運営規程							
(1) 営業日、営業時間の変更	○	○					
(2) サービスの内容・提供方法の変更	○						
(3) 利用料の変更	○						
(4) 実施地域の変更	○						
(5) その他	○						
9 定員の変更(定員減)	○	○					※ 定員を増加する場合は変更許可申請が必要です。
10 介護支援専門員の氏名又は登録番号		○		○			介護支援専門員一覧(参考様式11)を添付してください。
11 併設施設の概要に係る変更							当該併設する施設の概要を記載した書類を添付してください。

### ■ エックス線装置の届出事項の変更又は廃止【介護医療院】

- 介護医療院エックス線装置設置届出事項変更届(第16号様式)
  - ・ 変更の内容の新旧が確認できる書類又は図面を添付してください。
- 介護医療院エックス線装置廃止届(第17号様式)
  - ・ エックス線装置の廃止に伴い、エックス線診療室の用途を変更する場合、併せて介護医療院変更許可申請を行ってください。

### (3) 提出先及び提出部数

正本1部・副本1部を所管の健康福祉センターに提出してください。

なお、別途、申請者保管用として、副本1部を作成、保管しておいてください。